

項目	提出者	意見の概要	資料番号
1. はじめに			
2. 適用範囲			
	匿名	承認審査や安全対策に係る審議に限定しなくてもよいのではないか。	18
	全国薬害被害者団体連絡協議会	ガイドラインの策定など適正使用に関する審議も対象に含めるべき。	13
3. 申請資料作成関与者等の取扱い			
(1)	日本製薬工業協会	「市販後臨床試験実施責任者」は「製造販売後臨床試験実施責任者」に訂正。	15
(1)	匿名	申請者は原則申請資料作成関与者等について予め、リスト中に委員等を把握明示しておくことを記載すべき。	18
(2)	アストラゼネカ株式会社	「コントローラー」の定義が必要。	11
(2)	日本製薬工業協会	「コントローラー」は適切な記載に修正してほしい。	15
(4)	第一三共株式会社	「特別の利害関係」の例をQ&Aで示してほしい。	14
(4)	薬害オンブズパーソン会議	特別の利害関係について、一定の例示をすべき。	17
4. 寄附金・契約金等の取扱い			
(0)タイトル			
	匿名	「寄附金・契約金等」は「報酬等、受託研究費・契約金等及び奨学寄附金」に。	2
	匿名	「委員等が申請者等より個人的報酬等を受け取っている場合の取扱い」とすべき。	3

(1) 審議不参加の基準			
	匿名	「寄附金・契約金等」は「報酬等」に。「以下受託研究費・契約金という」を削除。	2
	匿名	「寄附金・契約金等」は「個人的報酬等」に。「ただし、4の(1)及び(2)においては、奨学寄附金を除く。以下、「受託研究費・契約金等」という。」を削除。「寄附金・契約金等」は「個人的報酬等」に。	3
	アステラス製薬株式会社	年間300万の設定根拠は何か。	10
	全国薬害被害者団体連絡協議会	1企業から300万円という金額は、一般市民感覚を逸脱している。	13
	第一三共株式会社	「競合企業」の定義が必要。競合企業を対象とすることは妥当ではない。奨学寄附金の定義が必要。	14
	日本製薬工業協会	「申告対象期間中」の後に「4の(4)参照」を追記すべき。奨学寄附金の定義を記載してほしい。	15
	薬害オンブズパースン会議	それぞれの個別企業からの金額ではなく、合算金額とすべき。	17
	薬害タミフル脳症被害者の会	年間300万円は、世間一般の常識からいって高額すぎる。	16
	匿名	審議不参加については、100万円以上の受領とすべき。	18
	匿名	「委員等本人又は家族」は理解したが、知らぬ間に部下(又は上司等)が・・・ということが起きた場合はどうなるか。	19

(2) 議決不参加の基準			
	匿名	「受託研究費・契約金等」は「受託研究費・契約金等(ただし、審議品目に関連しないものであって、機関経理がなされているものについては、4の(3)の奨学寄附金の取扱いに準じる。)」に。	2
	匿名	「受託研究費・契約金等」は「個人的報酬等」に。	3
	アステラス製薬株式会社	年間50万の設定根拠は何か。	10
	全国薬害被害者団体連絡協議会	1企業から50万円という金額は、一般市民感覚を逸脱している。	13
	匿名	議決不参加については、申請企業から10万円以上を受領とすべき。	18
(3) 奨学寄附金の取扱い			
	匿名	開示内容が厳しく、審議に参加する有識者が著しく減少することが懸念される。	1
	匿名	「その企業名、寄附金額、寄付の目的及び条件が公開されていることを条件として、審議及び議決に参加することができる。審議品目に関連しない受託研究費・契約金等についても公開されていることを条件として、同様とする。」に。奨学寄附金を「当該委員等が受け取った」という表現は不適切。	2
	匿名	「奨学寄附金の受取実績」は「奨学寄附金を機関管理の下に入金された」に。「委員等本人又は家族が」は「委員等が」に。「その企業名、寄附金額、寄付の目的及び条件が公開されていることを条件に、審議及び議決に参加することができる。」に。	3
	匿名	奨学寄附金は受領額と用途の公開を条件に金額ルールから除外するか、除外しない場合も1件あたり年間300万円以下等の条件をつけるべき。	7

	匿名	奨学寄附金の定義を明示すべき。金額の上限を設定すべき(年間200万円でよい)。寄附講座設置への関与も同様に扱う旨記載してはどうか。	8
	匿名	審議不参加の基準を定めるべき(例年間300万円以上)。	9
	NPO法人医薬ビジランスセンター	奨学寄附金を審議、議決不参加の基準の対象に含めるべき。	12
	第一三共株式会社	受取額及び用途を公開する必要はない。	14
	日本製薬工業協会	企業名と受取の事実を申告・公開することでよいのではないか。「当該委員等本人又は家族が受け取った」と記載すべき。	15
	薬害タミフル脳症被害者の会	奨学寄附金を審議参加の基準の対象とすべき。	16
	薬害オンブズパースン会議	審議、議決不参加基準対象外は不当。	17
(4) 委員等からの申告			
	匿名	当該年度+過去2年間とすべき。	5
	匿名	製薬会社から厚生労働省に当該委員等への過去3年間の年度ごとの謝礼金の額を通知する方がよい。	6
	匿名	当該年度及び前年度にしぼるべき。	9
(5) 特例			
	第一三共株式会社	特例の例示をQ&Aに記載すべき。	14
	日本製薬工業協会	当該委員等が審議、議決への参加を希望し、申し出、部会等が認めた場合という部分は削除すべき。	15
	薬害オンブズパースン会議	特例の扱いは第三者機関で審議すべき。	17

(6) 情報公開			
	匿名	「寄附金・契約金等」は「報酬等、受託研究費・契約金等及び奨学寄附金」に。	2
	第一三共株式会社	寄附金・契約金等受取額等申告書そのものを公開するべきではない。	14
	日本製薬工業協会	受託研究費・契約金等については、審議参加の可否に関わる基準への該当状況のみを公開することにより。	15
	薬害オンブズパースン会議	発言者氏名を明記して議事録を公開することを基準案に明記すべき。情報公開の重視を明記すべき。	17
	匿名	奨学寄附金を含めた寄附金・契約金、海外渡航費用・参加費を含む年間受領額、関係する組織に対する寄附金・契約金の公開を原則とすべき。	18
(7) 検討			
	薬害オンブズパースン会議	特例の扱いも審議対象に含め、常設の第三者機関を設けるべき。薬害被害者の参加を明記すべき。	17
注1 競合品目、競合企業			
	第一三共株式会社	「開発中」の定義を明確にすべき。	14
注2 家族			
注3 審議品目の範囲			
注4 奨学寄附金の定義			

注5 寄附金・契約金等の範囲			
	匿名	「報酬等」、「受託研究費・契約金等」及び「奨学寄附金」の区別が明確になるよう全面修正すべき。	2
	匿名	「寄附金・契約金等」は「個人的報酬等」に。「委員等が実質的な受取人として用途を決定し得る研究契約金・(奨学)寄附金」は「機関経理によらず委員等が実際の受取人となる研究契約金」に。	3
	匿名	いわゆるトンネル寄附に係る表現は誤解を招く。個人の所得と臨床研究遂行のための資金について明確に区分記載すべき。	8
	アストラゼネカ株式会社	所属機関が業としてコンサルタントを行い、その雇用者として当該業務に携わる場合は、対象外か。	11
	全国薬害被害者団体連絡協議会	接待、海外学会渡航費用も寄附金・契約金等に含めるべき。公益法人に限定せず、特定の企業の財源で運営される研究会のような任意団体も含めるべきであり、「公益的」又は「非営利団体」とすべき。	13
	第一三共株式会社	「トンネル寄附」の定義を明確にすべき。誰がトンネル寄附と判断するのか明確にすべき。	14
	日本製薬工業協会	トンネル寄附との記載は不要。株式価値の評価は現時点での株式価値と考えるが、Q&Aに記載してはどうか。	15
注6 申告対象の範囲			
	匿名	学会長、学会理事長等が学会の代表として寄附金・契約金を受けている場合の記載を追加してはどうか。	8
	アストラゼネカ株式会社	「実質的に委員等個人宛の寄附金等とみなせる範囲」の解釈はばらつきがでるのではないか。	11

5. 終わりに			
	匿名	最終段落の「寄附金・契約金等」は「受託研究費・契約金等及び奨学寄附金」に。	2
	匿名	1-2行目「寄附金・契約金等」は「個人的報酬等」及び「奨学寄附金、受託研究費・契約金」に。最終段落の「寄附金・契約金等」は「奨学寄附金、受託研究費・契約金等」に。	3
6. その他			
(1) 申し合わせのタイトル			
	匿名	「審議参加と報酬等に関する基準」あるいは「審議参加と報酬等及び寄附金等に関する基準」とすべき。	2
	匿名	「審議参加と個人的報酬等および奨学寄附金、受託研究費・契約金等に関する基準」とすべき。	3
(2) 組織の取扱い			
	薬害オンブズパースン会議	組織への寄付も対象に含めた上で、例外規定の適用で対処していくべき	17
	全国薬害被害者団体連絡協議会	組織の経済的利害も対象とすべき。	13
(3) 寄附講座			
	匿名	大学の寄付講座の職員の審議、議決不参加の基準の取扱いを基準に明示してほしい。	4
(4) 研修員の受入れ			
	匿名	ポストドク、客員研究員、技術研修の受け入れについても、申告した上で議論に参加することを認めてはどうか。	8

(5) 罰則			
	匿名	虚偽申告のペナルティーを課すべき。	18
(6) 位置づけ			
	全国薬害被害者団体連絡協議会	申し合わせではなく、法に基づく規則等として明確化すべき。	13